

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査要領 (令和2年度に計画策定補助を開始する事業分)

1 審査方法

(1) 計画策定補助

計画策定補助の審査においては、申請書類を基に書類審査を行い、総合点が60パーセント以上のもののうち5団体を上限として団体を選考し、選考団体を対象に公開プレゼンテーションを行い、最終的に3団体を採択する。

なお、申請団体が5団体以下の場合は、書類審査を省略し、直ちに公開プレゼンテーションを行うことができる。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに代えて書面審査を行うことができるものとする。

(2) 事業実施補助

事業実施補助の審査においては、計画策定補助の審査で採択された団体について、計画策定後、団体毎に公開プレゼンテーションを行い、各事業実施補助の採択の可否について審査する。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに代えて書面審査を行うことができるものとする。

2 審査する上での着眼点

書類審査及び計画策定補助については別紙審査表(1)、事業実施補助については別紙審査表(2)のとおりとする。

なお、採点にあたっては、県の担当課から提出された意見も参考とする。

3 審査基準及び方法

(1) 書類審査

ア 審査項目及び評価基準

別紙審査表(1)に基づき、次の基準により評価。(審査表(2)についても同じ)

| | | |
|----|-----------|--|
| 5点 | よくできている | 審査表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。 |
| 4点 | まあまあできている | 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。 |
| 3点 | 普通 | 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施にあたり改善することで概ね対応できる。 |
| 2点 | あまりできていない | 審査表の視点欄に示されていることが認識できない部分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。 |
| 1点 | できていない | 審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。 |

イ 加重評価

次の項目については加重評価を行う（カッコ内は加重割合）。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 発展性・モデル性（2倍）

（2）公開プレゼンテーション

ア 計画策定補助

別紙審査表（1）に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し、総合点として順位を付ける。加えて、委員ごとの評価点の順位による順位点を集計した順位を参考として、委員の合議により総合的に判断し各団体を順位付けする。

なお、加重評価については次のとおりとする。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 発展性・モデル性（2倍）

イ 事業実施補助

別紙審査表（2）に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして、委員の合議により総合的に検討し、事業実施補助を認めるか判断する。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 発展性・モデル性（2倍）
- 継続性（2倍）

4 採択団体の決定

（1）計画策定補助

計画策定補助団体の採択に当たっては、総合点が60パーセント以上のものを対象に、総合評価の上位から順に3団体を目安に採択団体として決定する。

なお、得点順によると同一テーマであって同様の事業内容の団体を採択することとなるなど、採択団体が行う事業内容が類似のものとなってしまう場合には、得点順にかかわらず、審査・検証委員会において採択団体の調整を行うことができる。

（2）事業実施補助

事業実施補助団体の採択に当たっては、総合点が80パーセント以上となったものを採択団体とする。

5 審査に関する公正の確保等

審査・検証委員会の委員は、応募者・団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、審査・検証委員会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金(書類審査及び計画策定補助) 審査表(1)

| 番号 | 申請団体 | 事業名 | 事業内容 | 金額 | |
|----|------|-----|------|-------|-------|
| | | | | 事業費総額 | 補助申請額 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |

| 個別評価 | | | | | | | 合計 | コメント等 |
|-------------------------|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
| 1.県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) | 2.発展性・モデル性 | 3.テーマ・地域性 | 4.公益性 | 5.先駆性 | 6.継続性 | | | |
| 5点×2 | 5点×2 | 5点 | 5点 | 5点 | 5点 | 40点満点 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 項目 | 視点 |
|-------------------------|--|
| 1 県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県と民間が協働して事業を行うことで、各々が単独で行うよりも効果が高まると認められる内容であるか。 ◆ 県と民間の役割分担について、県に求める内容が明確になっており、相乗効果が期待できる内容であるか。(県がもっているノウハウ、知恵などをもとめているか) |
| 2 発展性・モデル性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画の実施段階で、他分野多方面に効果が及ぶと見込まれるか。 ◆ 他の協働・連携事業のモデルとなると認められる内容であるか。 |
| 3 テーマ・地域性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ テーマが具体的な県政の課題に対応した内容であるか。 ◆ 地域の実情や住民のニーズに即した内容であるか。 ◆ 地域資源や地域の魅力を活用した内容であるか。 |
| 4 公益性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域社会に貢献する内容であるか。(特定のもののだけでなく、不特定多数の人々の利益に繋がる事業であるか。) ◆ 地域社会・住民によって必要性、重要性が高い内容であるか。 |
| 5 先駆性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ これまでにない新しい視点を持った事業か。 ◆ 課題解決の手法として先進性、先駆性があり、今後の協働事業のモデルとなり得るか。 |
| 6 継続性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本補助金が終了後に、継続・発展可能な事業であるか。 ◆ 継続的に事業を実施することが可能な組織であるか。 |

【点数基準】

- ◆ よくできている 5点
- ◆ まあまあできている 4点
- ◆ 普通 3点
- ◆ あまりできていない 2点
- ◆ できていない 1点

※県の担当課から提出された意見も参考にして採点する。

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金(事業実施補助) 審査表(2)

| 事業名 | | | | |
|------------|-----------------------|--|------|--|
| 項目 | 視点 | 配点 | 点数 | |
| 1 | 県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) | ◆ 県と民間が協働して事業を行うことで、各々が単独で行うよりも効果が高まると認められる内容であるか。 ◆ 県と民間の役割分担について、県に求める内容が明確になっており、相乗効果が期待できる内容であるか。(県がもっているノウハウ、知恵などをもとめているか) | 5点×2 | |
| 2 | 発展性・モデル性 | ◆ 計画の実施段階で、他分野多方面に効果が及ぶと見込まれるか。 ◆ 他の協働・連携事業のモデルとなると認められる内容であるか。 | 5点×2 | |
| 3 | テーマ・地域性 | ◆ テーマが具体的な県政の課題に対応した内容であるか。 ◆ 地域の実情や住民のニーズに即した内容であるか。 ◆ 地域資源や地域の魅力を活用した内容であるか。 | 5点 | |
| 4 | 公益性 | ◆ 地域社会に貢献する内容であるか。(特定のものだけではなく、不特定多数の人々の利益に繋がる事業であるか。) ◆ 地域社会・住民によって必要性、重要性が高い内容であるか。 | 5点 | |
| 5 | 継続性 | ◆ 本補助金が終了後に、継続、発展可能な事業であるか。 ◆ 継続的に事業を実施することが可能な組織であるか。 | 5点×2 | |
| 6 | 実現可能性 | ◆ 事業の実施が確実な事業であるか。 ◆ 事業の実施体制が適切であるか。 | 5点 | |
| 7 | 費用対効果 | ◆ 費用に対する効果は妥当か。 ◆ コスト縮減の工夫はなされているか。 | 5点 | |
| 【点数基準】 | | | | |
| ◆よくできている | | 5点 | | |
| ◆まあまあできている | | 4点 | | |
| ◆普通 | | 3点 | | |
| ◆あまりできていない | | 2点 | | |
| ◆できていない | | 1点 | | |
| | | 50点 | 満点 | |

審査者 : _____

| | |
|-------|----------|
| 評価点 | 【メモ】 |
| × 2 = | |
| × 2 = | |
| × 1 = | |
| × 1 = | |
| × 2 = | |
| × 1 = | |
| × 1 = | |
| 合計 | 【総合コメント】 |